

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（H31～H35）の考え方～

（厚 岸 町）

厚岸町の森林面積は42,513ヘクタールで、総面積の58%を占めており、その内町有林は4,665ヘクタール、町有林を除く一般民有林（私有林等）は14,262ヘクタールあります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下などにより整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は7割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけることとし、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は8社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

林地未利用材の効率的な搬出を行い、資源の有効活用を取り進めます。

町有林の木材利用の促進を図るため、町有施設の木質化や木質バイオマスボイラーの導入の検討を進めます。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町民の理解の促進を図るため、町有施設や木工センター、緑のふるさと公園（森林センター）などを活用し、木を通しての交流の機会などを創出し、普及啓発に努めます。